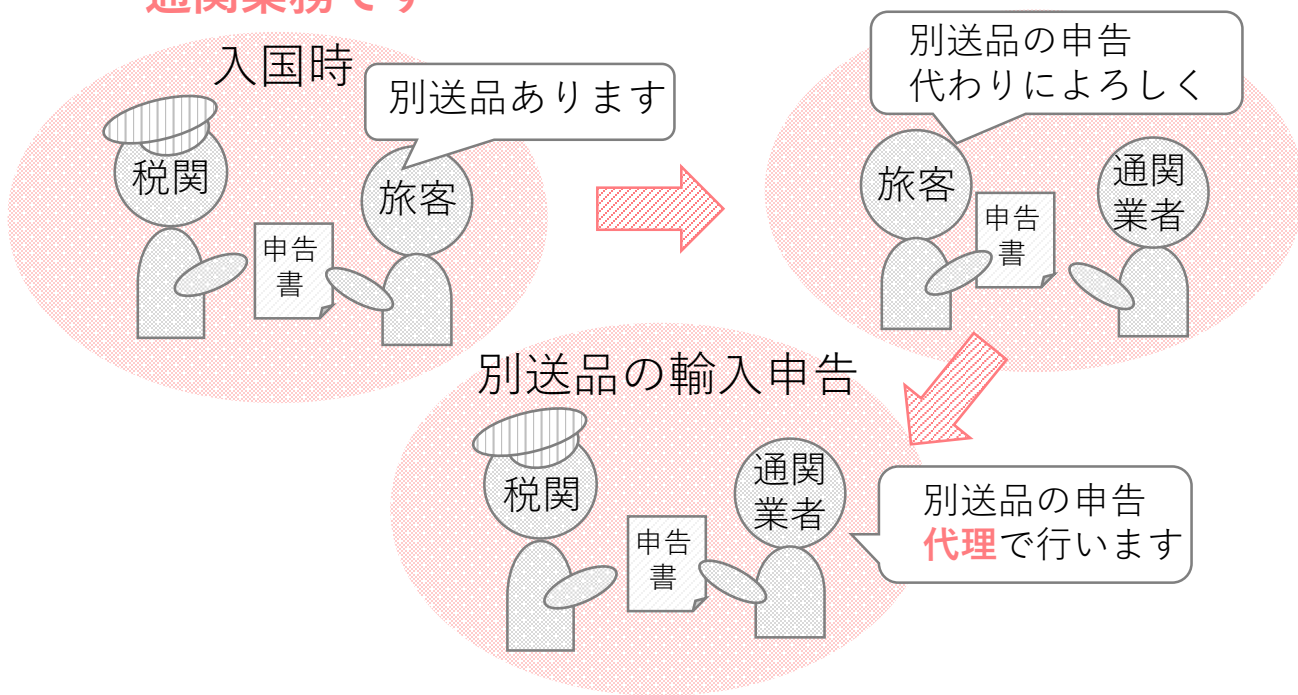


別送品の輸入申告は通関業務です

注 他人の依頼により別送品の申告を代理して行う行為は通関業務です



注 別送品を輸入する際に税関に提出する申告書は、通関士による審査および記名が必要です

通関業法第2条第1号：「通関業務」とは、他人の依頼によってする次に掲げる事務をいう。

イ 次に掲げる手続又は行為につき、その依頼をした者の代理または代行をすること。

(1)(一)輸出(略)又は**輸入の申告**

通関業法第14条：通関業者は、他人の依頼に応じて税関官署に提出する通関書類のうち政令で定めるもの(略)については、**通関士にその内容を審査させ、かつ、これに記名させなければならない。**

通関業法施行令第6条第1号：**法第2条第1号イの(1)の(一)から(5)までに掲げる**申告又は申請に係る**申告書**及び申請書

関税法基本通達67-4-10(4)：旅客(略)が**別送品を輸入する場合の申告**は(略)税関の確認を受けた「**携帯品・別送品申告書**」の**税関への提出による**(略)

